

開発許可申請手続きフロー図



注) 内容を整えて事前に相談下さい。

- ・変更の許可について *法第35条の2
- ・工事完了公告前の建築等制限解除につて(事前に都のマニュアルを参照下さい。) *法第37条
- ・地位の承継について *法第44条 *法第45条